

株式会社 あおぞら銀行 2024年度 温室効果ガス排出量データ

下記の温室効果ガス排出量データについて第三者保証を受けております。

項目	2024年度
温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	
Scope1 ※1	91
Scope2（マーケット基準）※2	1,799
Scope3（カテゴリ2.資本財）※3	5,597

- ※1 Scope1は、あおぞら銀行の国内銀行拠点（本店、府中別館、支店全店）を対象とした
Scope1は原則として、使用量の実測値について、環境省が公表している算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧に基づき算定した
- ※2 Scope2は、あおぞら銀行連結（ただし、拠点を有さない連結子会社は除く）を対象とした
Scope2は原則として、使用量の実測値について、「地球温暖化対策の推進に関する法律」による電気事業者別排出係数一覧の「調整後排出係数」等に基づき算定した
- ※3 Scope3カテゴリ2は、あおぞら銀行単体（国内銀行拠点と海外駐在員事務所）を対象に、設備投資金額について、環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（Ver.3.5）」に基づき算定した

独立した第三者保証報告書

2025 年 8 月 29 日

株式会社あおぞら銀行

執行役員 高田 眞由美 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号

代表取締役 長谷友春



デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、株式会社あおぞら銀行（以下「会社」という。）が作成した「株式会社あおぞら銀行 2024 年度温室効果ガス排出量データ」の 2024 年度の Scope1、Scope2 及び Scope3（カテゴリ 2. 資本財）の温室効果ガス排出量（以下「温室効果ガス情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の規準（温室効果ガス情報に注記）に準拠して温室効果ガス情報を作成する責任を負っている。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第 1 号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質マネジメントシステムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、温室効果ガス情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）及び「国際保証業務基準 3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」（国際監査・保証基準審議会）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- ・ 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
- ・ データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、事業所の現地調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、温室効果ガス情報が、会社が採用した算定及び報告の規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以 上